

センター便り

江戸川区口腔保健センター

〒134-0013 東京都江戸川区江戸川5-14-4 Tel/03-5667-8020 Fax/03-5667-8022



Newsletter

ご挨拶

公益社団法人東京都江戸川区歯科医師会副会長 岡本和久

求められる口腔ケアへの取り組み

口腔の健康は全身の健康に通じると国も重要と位置付け、口腔ケアという言葉が広く社会に知られるようになりました。

口腔保健センターは、外科的な治療を中心の歯科診療をハイリスク者へ安全に行うための機能があり、障害者だけでなく有病高齢者の診療も行い、さらに必要とされる様々な事業に取り組んでいます。近年、むし歯や歯周病に対する予防などに加え摂食嚥下、つまり

安全に食べるという事に対するニーズが高まっています。

口腔ケアとは口腔衛生だけで無く口腔機能の獲得保持向上まで含まれており、昨年から育成室で摂食嚥下機能相談を始めましたが、福祉施設や訪問診療などの取り組みが始まっています。変化する社会情勢や住民ニーズに対する歯科にできる取り組みのためにも口腔保健センターの事業にご協力をお願い申し上げます。

育成室摂食嚥下相談事業について

口腔保健センター運営実施委員会副委員長 福田喜則

本年度9月より江戸川区育成室において摂食嚥下相談事業が始まりました。今回は5か所の育成室のなか葛西・小岩の2か所から始めることになります。

江戸川区では地域支援体制の一環である児童発達支援センターの設立が、区民10万人に1か所設立という努力目標に追いつかない中、独自に就学前の障害児に対し5か所の育成室と1か所の発達相談・支援センターで未就学児の療育を担っています。

そんな中、その育成室を卒業した児童は、地域の支援学級や区内の支援学校に入学していきます。すると当然進学先の小学校では「給食」という授業が待っており、児の機能に合わせた食事形態を提供されますが、育成室から小学校に移行した際にギャップのあることが多いです。

育成室では保護者のお弁当を食べていた児童ですが、小学校では給食は当然提供されるものとなります。保護者としては入学前から食べられていると思っていた食形態が、専門家の目には適した形態ではなく給食の形態を下げるこことなったり、更には家庭でも形態を変



更するよう求められます。噛めていると思っていたものが丸のみに近かったり、窒息すればそれだけいたのです。ここに家庭と専門家の間に結構大きな心理的溝が生まれやすいです。ですが、児を中心と考えた場合今後の機能発育と窒息等の予防によるQOLや寿命の向上の面からも、正しい指導を受け続けることは必要です。

そのため、この入学後の溝は発達支援の上で非常に厄介なものとなりつつあります。「育成室では何も言われなかったのに」なんて保護者に言われる専門職の心は度々折れそうになるそうです。

今我々歯科医師会が江戸川区の障害のある児の為に考え行動しうることは、この溝を平らにすることです。未就学から小学生、そして中学・高校までシームレスに療育を繋ぐことで、心理的な溝を最小限にして療育の効果を最大限に引き出せます。つまりは早期医療介入により誤学習を予防し保護者に正しい知識を教育し導くことによって、障害児達の共生は現実味を帯びていくのです。

今回の育成室での摂食嚥下相談事業はこれの横割りを担うもので、非常に重要ですので頑張って発展させていきますのでご協力お願いいたします。一人でも多くの障害児にノーマライゼーションの理念が届くよう継続的な努力をする義務が我々職種には特にあるのですから。

江戸川区児童相談所歯科健診事業報告

口腔保健センター運営実施委員会副委員長 古川隆彦

令和2年4月1日より、江戸川区中央3丁目に江戸川区児童相談所（通称はあとポート）都内23区で初めての区立児童相談所として、『江戸川区の子どもは江戸川区で守る』をモットーに開設された。これに伴い、江戸川区歯科医師会は江戸川区の依頼を受け、令和2年8月行政と共に児童相談所歯科健診の検討を始める。

令和3年2月18日具体的な歯科健診に向けて、行政との第1回歯科健診打ち合わせを行う。江戸川区子ども家庭部、弓場部長、木村課長、茂木課長、歯科医師会から岡本副会長、今井昭彦先生、前田事務長、古川隆彦が出席した。年度内に健診事業をスタートさせたいという共通の認識の中、1. 将来的な方向性も認識したうえでの出来る範囲から行う。2. 看護師だけでなく歯科衛生士を含めた健診スタッフ体制。3. 事務や専門性のある研修システムなど歯科医師会側の負担も考えた契約。4. 単なるカリエス、歯周病を見るだけの健診ではなく、必要な項目を加え、実際に触れて相談なども含めた健診。5. 治療の必要性があった場合の診療の受け入れ体制構築。等の話し合いを行う。

令和3年3月3日、健診前に協力医会を立ち上げ、第1回健診に向けた勉強会をZoom会議形式で行う。アドバイザーとして明海大学 渡辺茂名誉教授、神奈川県歯科医師会 佐藤哲郎先生、加藤尊己先生、川崎市歯科医師会 川越元久先生、江戸川区健康部 佐藤昌美係長、木村美由紀主査、藪洋美衛生士、にて

児童相談所児童健診の特殊性、注意点、方向性等について協議する。

令和3年3月18日12時より覚書締結を行う。江戸川区より、弓場子ども家庭部長、上川児童相談所長、木村相談課長、茂木一時保護課長、健康サポートセンター 佐藤昌美係長、木村由美主査。歯科医師会より、中島会長、川野副会長、岡本副会長、清水畠理事、金栗委員長、今井委員、斎藤祐委員、小鶴協力医、前田事務長、古川副委員長の出席のもと行われた。

その当日（3月18日）午後1時より第1回歯科健診がスタートされた。健診体制として、健診医2名、衛生士2名で、健診医が交代で健診を行い、衛生士は記載と別室にて口腔ケア指導を行っている。対象年齢は原則18歳未満の児童で、乳幼児から高校生まで幅広く、一般の家庭環境とは異なり心身共に複雑な発達期の児童。月1回第2木曜日、13時から15時。1回の健診人数は平均17名。現在11回の健診を行った。

実際に健診を行ってみると、稀に言語や生活習慣等の問題で口腔内にも問題があるが、思ったより児童は明るく、口腔内も比較的良い状態が多くみられる。まだ1年も満たない事業なので、今後いろいろな問題点が出てくると思われる。一時保護所という約3か月の期間で、我々が歯科健診を通じて児童たちに何ができるか、協力医、衛生士と共に模索しながら、この事業を進めて行きたいと思う。

令和3年度 口腔保健センター区民講演会 報告

口腔保健センター運営実施委員会 田村朗

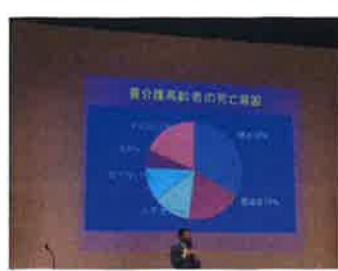
令和4年2月17日（木）18時30分よりタワーホール船堀小ホールにて、開催されました。今年度も新型コロナウイルス蔓延の影響を受け、限られた人数での視聴と、Zoomによるweb視聴というハイブリッド講習会となりました。

講師としてお迎えしたのは、当センターで日頃よりご指導いただいている、日本大学歯学部摂食嚥下機能療法講座兼任講師 寺本浩平先生です。今回は「食べる喜びをいつまでも」というテーマでお話していただきました。田村純治先生の司会で、講演に先立ち江戸川区歯科医師会会長・中島信会長、及び江戸川区医師会会长・田部浩先生（文書）よりご挨拶をいただきました。

今回寺本先生は、「誤嚥」や「窒息」を上手に防ぐ食べ方と、たとえ「胃瘻」であっても食べ物をたしなむ可能性への飽くなき挑戦についてお話しされました。在宅訪問先での口腔内の様子、啞然とする出来事においての対処の仕方、食事を診るポイント、嚥下内視鏡の実際、認知症の方との接し方、チーム医療の重

要性など症例を交えて講演されました。

近年、平均寿命が延びるにつれて五体満足で最期を迎える人ばかりではなく、中途障害などにより後遺症を抱えて長期間生活していかなければならない人もまた増えています。



歯科の分野では、飲み込みにくい、話しづらい、むせるなどの障害にいかにして寄り添っていくか、という大きな課題を含んでいます。寺本先生は医療、介護を含めこれらの課題に常に真正面に取り組んでおられます。今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。

最後に江戸川区歯科医師会副会長・岡本和久先生の挨拶で閉会となりました。

出席者 74名（会場23名、Zoom51名）